



中津市監査委員告示第 6 号

令和3年1月26日付け中監第610号で提出した財政援助団体監査の結果に関する報告に対し、中津市長及び中津市教育長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年3月9日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

措置状況報告書

令和2年度 財政援助団体監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名]</p> <p>中津市スポーツ協会</p> <p>[補助金等名]</p> <p>中津市スポーツ協会補助金</p> <p>[所管部局・課]</p> <p>教育委員会体育・給食課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①大会の人件費に関して、個人に支払われる謝礼等については、適切な会計事務に努めること。</p> <p>②実績報告書の収支決算書について支出額のうち補助対象と対象外の金額が判別できなかった。 実績報告書の収支決算書について、補助の対象・対象外が明確となるよう修正を求める。</p> <p>③下毛カップ少年サッカー(20,000円×4支部)及びソフトテニス大会(10,000円×4支部)は4支部に補助金申請し、各支部がそれぞれ補助金を交付している。 補助金の申請及び交付を1か所にまとめ、申請者の負担軽減及び事務の効率化を図るよう求める。</p> <p>④備品の管理について、標識(備品シール)が一部付されてなく管理が不十分であるため、早急に標識を付し適正な備品管理を求める。</p> <p>⑤イベント参加者に、金券(300円)や温泉券を配布しているが、金券等に発行番号を記載しておらず、管理が不十分である。 金券等の管理について、発行番号の記載や管理簿の作成などの見直しを求める。</p>	<p>①ご指摘のとおりです。 今後は、会計事務規則等に則り適切な会計事務に努めます。</p> <p>②実績報告書の収支決算書について補助対象経費と補助対象外経費を分別し再提出いたしました。 今後は、適正な事務処理に努めます。</p> <p>③ご指摘のとおり上記大会は各支部でそれぞれ補助金を交付しておりました。 今後は、補助金の申請及び交付を三光支部に集約し、申請者の負担軽減及び事務の効率化を図るよう努めます。</p> <p>④各支部の備品の管理について、標識(備品シール)を付けました。 今後も、適切な備品管理に努めます。</p> <p>⑤コスモスウォークの金券等については発行番号を記載しておりませんでした。 今後は金券等の管理について、発行番号の記載や管理簿の作成を行い適正な事務処理に努めます。</p>	

⑥耶馬溪支部の各種スポーツ大会では、参加無料だが、参加者全員に参加賞として500円の商品券等を配布していた。

また、スポーツ祭の大会前の地区での練習の際に、飲料水代等を各地区に補助していた。

各種スポーツ大会の参加賞の金額設定の見直し及び参加料の徴収の検討を求める。

また、大会前の練習時の飲料水代等の廃止の検討を求める。

⑦山国地区体育祭のくじ引きは参加無料であるにもかかわらず、くじ引き1等・2等の賞品は、家電等の高額な商品であった。

1等・2等の賞品の金額設定の見直し及び、くじ引きの参加料について改善を求める。

⑧協会が実施する各種スポーツ大会について、本部及び支部を含め全体的に参加賞の金額設定の見直し及び参加料の徴収の検討を求める。

また、賞品についても、金額設定の見直し及び、くじ引きの参加料の徴収の改善を求める。

⑨各種スポーツ大会について、八面山平和マラソンのみ協賛金の収入があった。

協賛金や広告料等の徴収を検討し収入の確保を図ることを求める。

⑩各加盟競技団体への推進費を補助しているが、一部の競技団体の活動実績や収支状況の把握をしていなかった。

各加盟競技団体へ推進費を補助するのであれば、推進費の目的を明確にし、目的どおりの活用ができているか、活動実績や収支決算書を提出させ確認するよう検討を求める。

⑥参加無料の各種スポーツ大会の参加賞については、参加賞の金額設定を見直します。

また、大会前の練習時の飲料水代等についても廃止し、今後は健全な予算執行に努めます。

⑦参加者集客の為、高額商品を賞品にしておりました。

今後は、イベントを見直し、高額な商品や景品などの配布は行いません。

⑧2月17日にスポーツ協会各支部担当を集め、協会が実施する各種スポーツ大会について、参加賞の金額設定の見直し及び参加料の徴収を検討しました。

今後は、参加料に見合った参加賞の配布を行い健全な予算執行に努めます。

賞品についても金額設定の見直し及び、くじ引きの参加料の徴収を検討致します。

⑨今後は、各種スポーツ大会の開催にあたり、協力団体や企業等に対しては、協賛金や広告料等への協力依頼など、収入源の確保にも繋がるような取り組みに努めます。

⑩各加盟競技団体への推進費について、一部の競技団体において活動実績や収支状況の把握ができておりませんでした。

今後、すべての競技団体に活動実績や収支決算書の提出を求め、内容を十分精査し、適正な事務処理を行ってまいります。

<p>II. 所管課に対する事項</p> <p>(指摘事項)</p> <p>①補助金交付要綱では、県民体育大会に要する経費の全額を補助対象としているが、県民体育大会の解団式やオリンピックデーランのパーティー等の食糧費は、協会の自主財源で賄う経費と考えられる。</p> <p>補助金交付要綱にて、食糧費を補助対象外とするなど改正の検討を求める。</p> <p>②令和元年度に新たに全日本テコンドー選手権大会が開催され、大会補助金として300,000円が交付されている。</p> <p>補助金交付要綱では、新規の大会について、補助金の金額が設定されていないため、大会の規模や参加人数等で補助金の金額を設定し、要綱に明記するよう検討を求める。</p>	<p>①食糧費については、協会の自主財源で賄う経費であるため、今後、補助金交付要綱を改正し、補助対象外経費と明記致します。</p> <p>②現在の補助金交付要綱では、新規の大会について、補助金額の定めがないため、今後、大会の規模や参加人数等で補助金の金額を設定し、補助金交付要綱に明記致します。</p>
--	---

措置状況報告書

令和2年度 財政援助団体監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名]</p> <p>中津市しもげ商工会</p> <p>[補助金等名]</p> <p>中津市しもげ商工会運営補助金</p> <p>[所管部局・課]</p> <p>商工農林水産部商工・雇用政策課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①補助金交付要綱第15条に、補助事業完了後、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書を報告することと規定されているが、上記報告書が提出されていなかった。</p> <p>補助金交付要綱に基づく、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書の提出を求める。</p> <p>②交付申請書の事業実施年月日は平成31年4月1日～令和2年3月31日であるが、補助金交付申請日は令和元年5月24日で、交付決定日は令和元年7月9日であった。</p> <p>事務局長や職員設置費については4月から人件費が発生しているため運営補助金の交付申請日は4月1日に行うよう求める。</p> <p>③第1期（4月～7月）の人件費について、事務局長や職員の設置費負担金の請求日は7月4日であるが、補助対象金額に含めていた。</p> <p>補助金の交付決定日は令和元年7月9日のため、第1期の人件費については、補助対象外となります。</p> <p>実績報告書の収支決算書について第1期の人件費を補助対象外とするよう修正を求める。</p>	<p>①補助金交付要綱に基づく、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書の提出をいたしました。</p> <p>今後は、中津商工会議所及び商工会運営補助金交付要綱に基づき適正な事務処理に努めます。</p> <p>②運営補助金であるため、4月1日に交付申請を行うべきでした。</p> <p>令和2年度については、補助事業実施前の4月1日に交付申請を行っています。</p> <p>今後も、適正な事務処理に努めます。</p> <p>③事務処理誤りのため、ご指摘の内容で修正処理を行いました。</p> <p>今後は、事業執行について、確認を十分に行い、適正な事務処理に努めます。</p>	

④収支決算書に福利厚生事業として親善ゴルフ大会のオードブル代等27,000円が計上されており、この支出は食糧費となります。

補助金交付要綱では、食糧費については、補助対象の経費となっていないため、補助対象外とするよう求める。

また、景品代48,072円についても補助対象としているが、ゴルフ大会参加者から景品等負担金2,000円を事務局が徴収しているため、その集めた金額で景品や食糧費を賄うべきものと考えます。

景品代についても、補助対象外とし、実績報告書の収支決算書の修正を求める。

II. 所管課に対する事項 (指摘事項)

①交付申請書の事業実施年月日は平成31年4月1日～令和2年3月31日であるが、補助金交付申請日は令和元年5月24日で、交付申請書受理は令和元年7月3日、交付決定日は令和元年7月9日であった。

運営補助金であるため、交付申請日を4月1日に行うよう指導し、交付決定日が4月1日となるよう、迅速な申請書受理及び交付決定を行うよう求める。

②交付決定日前の人件費、負担金を徴収している景品代、補助金交付要綱で認めていない食糧費などの経費については、補助対象外です。

補助金交付要綱の再説明及び収支決算書の修正指導を求める。

また、補助対象金額の確認が不十分であったため、実績報告書の内容を十分審査し、補助金の額の確定を行うよう求める。

④事務処理誤りのため、ご指摘の内容で収支決算書の修正処理を行いました。

今後は、中津商工会議所及び商工会運営補助金交付要綱に基づき適正な事務処理に努めます。

①補助事業開始後に交付決定をしていました。

令和2年度については、補助事業開始前の4月1日付で申請書受理及び交付決定を行いました。

今後も迅速な申請書受理及び交付決定を行い、適正な事務処理に努めます。

②補助金交付要綱の再説明及び収支決算書の修正指導を行いました。

今後は、補助金交付要綱や補助金事務ガイドラインを遵守し、実績報告書の内容を十分審査するなど適正な事務処理に努めます。